

経営革新計画の承認申請を予定されている
事業者様・支援機関 様

【申請から承認までの流れ】

※以下のような流れとなります。申請をお考えの方はお早目にご準備ください。

- ① 立案・申請書の作成
- ② 県へ申請希望を連絡(〆切2週間前までに)
- ③ 申請書等の事前確認書類が概ねできた時点で、県へメール送付
- ④ 申請書等の補正作業(基本的に電話・メールにて。必要に応じて面談)
- ⑤ 補正完了
- ⑥ 申請・正本提出(〆切までに)
- ⑦ 審査会にてプレゼン → 承認・不承認
- ⑧ 結果通知(審査会后1~2週間後)

【締切りまでに行うこと】

□ 申請書の補正作業

- ・ 締切りまでに補正完了した完全原稿のみ受け付けています。
- ・ 締切り以降の補正は受け付けておりません。
- ・ 補正作業はメールでやり取りさせていただきますので、補正完了まで、まめにメールのチェックをお願いします。
- ・ 計画内容や申請書がおおむねできた段階で電話連絡のうえ、メールでお送りください。
- ・ 計画内容や申請書の記載内容等の聞き取りのため、必要に応じて WEB 形式や対面での面談を実施することがあります。

<事前確認書類>

- 申請書
- 新規事業内容に関する補足資料(必須) 2, 3ページ。(様式は任意)
→別表1に書ききれないことや、詳細について、写真や図などを使って御作成ください。
- 決算書類3期分
→申請書別表3(既存)に記載した部分に①売上高等の数字を書き込んでください。
- 定款、登記事項記載証明書 ※個人事業主の場合は不要
- 経営革新の聞き取りメモ
 - その他追加資料(参考資料_直近決算概算、導入予定設備のカタログ等)

※上記の書類のうち、決算書類、定款、登記事項記載証明書は、事前確認の段階で揃っていない場合、締め切り日までに提出いただければ問題ございません。

【追加で作成をお願いしている様式】

□ 参考資料_直近決算概算（エクセル）

- ・ 直近の決算時期が終わっているが、まだ決算ができていないときに、概算値をつかむために作成いただきます。 申請書の補足資料として、審査委員にお渡しします。

例) R05.6月申請 R04.5~R05.6月期 → 概算の作成が必要。

【審査会でのプレゼン】

- ・ 審査会当日は事業者様からのプレゼンを必須としております。
- ・ なお、支援機関様にご同席いただいても構いません。

【その他】

申請案件が多数の場合は、募集を締め切り、次回の審査会への申請をお願いすることになりますことをご了承ください。

【連絡先】

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 商業支援係 TEL077-528-3731